

# (公益財団法人) 世田谷区保健センター一般事業主行動計画 (第三次)

## 1 目的

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、公益財団法人世田谷区保健センターの全ての職員が、働きやすくその能力を十分に発揮できるとともに、仕事と生活の調和が図れる雇用及び職場環境の整備を目的とする。

## 2 目標

本計画の目的達成のために、以下の目標を定める。

- 目標1 子育てや介護を行う職員の仕事と家庭の両立を支援するため、関係する諸制度の周知を引き続き行うとともに、制度の利用促進のための環境整備に努める。
- 目標2 育児を行う超過勤務の制限措置等の活用を促すとともに、勤務時間管理の徹底を通じて超過勤務の縮減に努める。
- 目標3 年次休暇の計画的な取得を促進し、職員が年次休暇を取りやすい環境整備に努める。

## 3 計画の位置付け

- (1) 位置付け 本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画である。
- (2) 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年とする。

## 4 施策内容

本計画の3つの目標を達成に向け、以下の施策内容に取り組む。

**目標1** 子育てや介護を行う職員の仕事と家庭の両立を支援するため、関係する諸制度の周知を引き続き行うとともに、制度の利用促進のための環境整備に努める。

<対 策>

- (1) 人事担当者は、該当する職員に対して、積極的に制度内容等の周知を図り、利用の促進に努める。
- (2) 管理職員は、関係する諸制度について理解を深めるとともに、制度の利用促進と周囲の職員による協力体制を構築し、育児休業等を取得しやすい環境整備に努める。
- (3) 職員が育児休業を取得する場合、人事配置等に配慮し、必要に応じて代替要員の確保等を検討する。

**目標2** 育児を行う超過勤務の制限措置等の活用を促すとともに、勤務時間管理の徹底を通じて超過勤務の縮減に努める。

<対 策>

- (1) 管理職員は、一般職員の勤務実態を自ら把握し、適切な勤務時間管理に努める。
- (2) 職員は、業務の効率化等に努めるとともに、勤務時間管理を徹底する。
- (3) 3歳未満の子のいる職員の超過勤務の免除及び小学校就学前の子のいる職員の超過勤務・深夜勤務を制限する制度について、引き続き周知等を積極的に行う。

**目標3** 年次休暇の計画的な取得を促進し、職員が年次休暇を取りやすい環境整備に努める。

<対 策>

- (1) 計画的な年次有給休暇の所得促進を図るため、夏季・年末年始等に各所属で取得計画を作成するよう心がける。
- (2) 職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数は付与日数の8割以上を目指す。
- (3) 管理職員は、一般職員の勤務実態の把握と計画的な年次有給休暇の取得を奨励し、職員が取得しやすい環境整備に努める。